



物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

高松市低所得子育て世帯加算給付金のお知らせ

給付額

子ども1人あたり **5万円**

給付対象

令和5年度住民税均等割非課税世帯

令和5年12月1日に高松市に住民登録がある、
世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

※ただし、以下の①・②のいずれかに該当する世帯を除きます。

①令和5年1月2日以降の入国者または出生者を世帯主とする世帯

②世帯全員が、令和5年度住民税課税者の扶養親族等になっている世帯

加算対象

給付対象世帯の世帯員である18歳以下の子ども

(平成17年4月2日生まれ以降の子ども)

※ただし、住民票を移さずに施設に入所している子ども等、令和5年12月1日時点で扶養していない(生計を同一にしていない)子どもは加算対象外です。

手続方法

高松市住民税非課税世帯(令和5年度)生活支援追加給付金(7万円)の案内が

ハガキで届いた世帯

令和6年1月19日(金)に給付金の振込が

完了した世帯

完了していない世帯

封筒で届いた世帯

届いていない世帯

高松市から書類が届きます

※届かない場合は、コールセンターまでお問い合わせください。

支給のお知らせ(ハガキ)が届きます

手続は不要(*)です

(*)手続がない場合は、令和6年2月29日(木)に振込予定です。ただし、加算対象外の子どもがいる場合や、振込先を変更する場合、給付を辞退する場合は、令和6年2月21日(水)までに高松市コールセンターまでお申出ください。

支給要件の確認書(封書)が届きます

確認書は**返送が必要です**

審査(2週間~1か月)後、指定の口座に振り込みます

申請期限:

令和6年4月30日(火)

(当日消印有効)

コールセンターまでお問い合わせください

裏面のQ&Aもご覧ください▶▶▶

お問い合わせ先

高松市コールセンター

087-826-0442

相談窓口

高松市防災合同庁舎4階
(市役所本庁舎西側)

受付時間 8:30~17:00(土曜日、日曜日、祝日を除く)



詳細や、最新の情報は、高松市ホームページ(給付金ページ)でご確認ください。➔

低所得子育て世帯加算給付金



Q. 対象世帯はどのような世帯でしょうか？

A. 令和5年度住民税が非課税の世帯となります。
(令和5年度住民税は、令和4年1月から12月の収入状況の申告をもとに課税決定しています。)
また、令和5年度住民税非課税世帯が対象の7万円の給付金については、申請期限が令和6年2月29日(木)までとなっています。まだ申請されていない方は、期限内に申請いただく必要があります。申請期限を過ぎると給付金が支給できなくなります。

Q. 令和5年12月1日より後に生まれた子どもは加算対象となりますか？

A. 対象となります。申請方法や申請期限は、高松市ホームページをご覧ください。

Q. 単身で寮に入っているなど、住民票が別で生計が同一である子どもは加算対象となりますか？

A. 世帯主から、対象の子どもと生計が同一であることの申出があった場合には、加算対象とすることができます。申請方法や申請期限は、高松市ホームページをご覧ください。

●配偶者やその他親族からの暴力(DV等)を理由に避難されている方へ

配偶者やその他親族からの暴力を理由に、住所地^{※1}から子どもを連れて避難されている方で、高松市に住民票を移すことができない方も、ご自身が要件(DV等避難中^{※2}であることの証明、収入要件)を満たせば、本給付金を受給できる可能性があります。詳しくは、高松市コールセンターまでお問い合わせください。

※1 「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

※2 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

給付金を装った不審な訪問や電話などにご注意ください！

高松市から皆さまに、以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- ・銀行、コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)操作をお願いすること。
- ・キャッシュカードの暗証番号を照会すること。
- ・ATMを自分で操作して、市から給付金を振り込んでもらうこと。
- ・給付のための手数料などの振り込みを求めること。

おかしいな、と思ったら一人で悩まず高松市消費生活センター(Tel:087-839-2066)や最寄りの警察署にご相談ください。